

# 大阪府職員・元職員の皆さんへ

大阪府退職予定者人材バンク制度を利用し、長年、大阪府職員として培った公務経験や専門知識を様々な企業・団体で活用してみませんか？

# 登録者募集中！

## 大阪府退職予定者人材バンク制度とは

営利企業または営利企業以外の法人等からの府職員等に対する「求人情報」と人材バンクに登録した府職員の「求職情報」をそれぞれに提供することにより、再就職を支援する仕組み

### 人材情報の登録対象者（求職者）

管理職の職員または職員であった者、  
勤続期間が20年以上ある職員または職員であった者 等

### 求人情報の登録対象企業等（求人企業等）

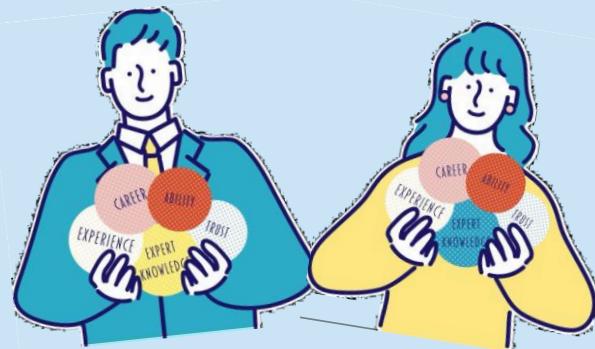
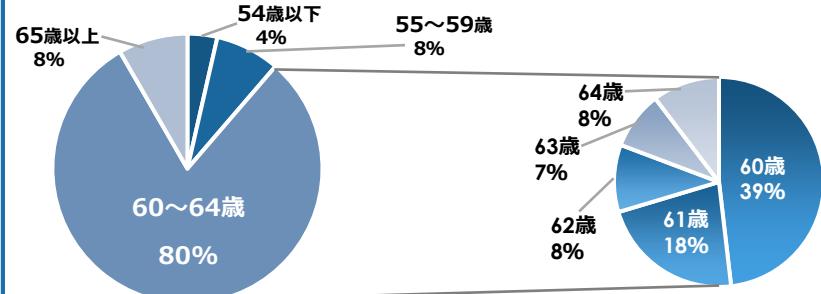
人材バンク登録者を採用する意向のある企業等

## 人材バンク登録者の情報 ※令和6年度実績

令和6年度に人材情報登録のあった大阪府職員・元職員は**約170名**！ 内定者は**約100名以上**！！

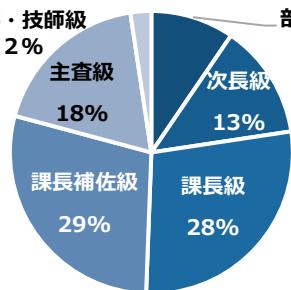
### 年齢構成

長年大阪府で活躍してきた、定年退職前後の職員が多数登録！



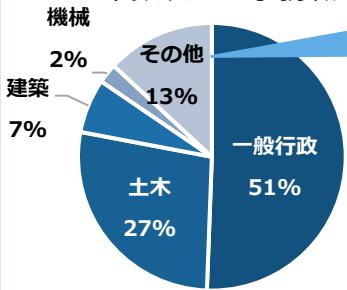
### 職階

管理職・非管理職共に多数登録！



### 職種

半数以上が事務職！



### <その他 職種例>

衛生工学、農学、農業工学、林学、社会福祉、自立支援、診療放射線技師、助産師、保健師、看護師 等

## 求人企業団体等の情報 ※令和6年度実績

令和6年度に求人情報登録のあった企業・団体数は**約100社**！

求人掲載数は**150件以上**！

### 業種例

福祉、医療、教育、建設、物流、運送、製造業、農林漁業、市町村 等

### 職種例

事務職、技術職、研究・開発職、警備・保安 等

### 雇用形態例

正社員、嘱託社員、役員 等

### 年収例

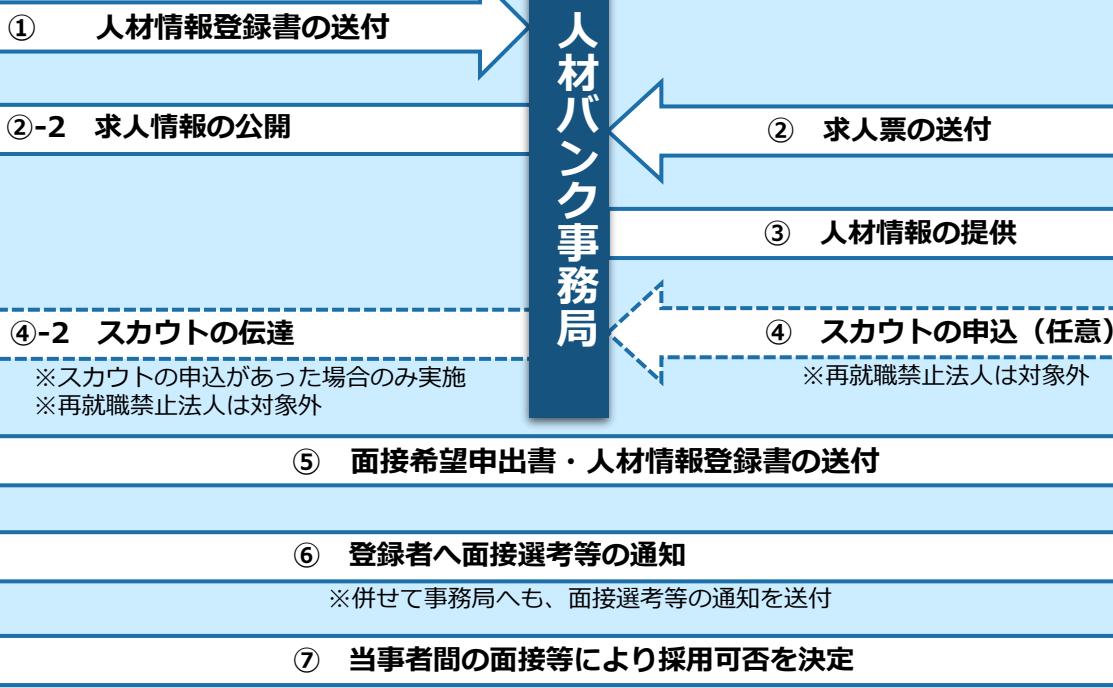
正社員：210万円程度～800万円程度  
嘱託社員：120万円程度～900万円程度  
役員：360万円程度～1,200万円程度

# 人材バンク制度のフロー

人材  
バンク  
登録者  
(求職者)

人材  
バンク  
事務局

求人企業・  
団体等



## 指定出資法人等への再就職の禁止

### 再就職禁止法人

- ① 指定出資法人
- ② 府から職員を派遣している団体
- ③ 指定出資法人の子法人等
- ④ 府が財政的援助をしている法人
  - ・300万円以上の負担金・補助金・交付金を府から受けている法人
  - ・金銭の出資又は貸付を府から受けている法人
- ⑤ 登録者が離職前5年間に行政上の処分(許認可等)に関する事務に職務として携わった法人【離職後2年間】

※詳細は「大阪府 職員の退職管理」で検索してください。

### 再就職禁止法人への再就職に関する留意点

- ・勤続期間が20年以上である職員もしくは職員であった者又は管理職の職員もしくは職員であった者(離職後10年を経過し、又は年齢が70年を超える者を除く。)は、再就職禁止法人に再就職することはできません。
  - ・ただし、知事が人事監察委員会の意見を聴き、職員の離職後の再就職等の適正な管理に支障が生じないと認めて承認する場合等は除きます。
- ※面接・選考等を受けるまでの間に、人事監察委員会の意見聴取及び知事の承認が必要です。
- ※左記の①～③の法人へ再就職する場合は、人材バンクの利用が必須です。

## その他の再就職等規制

### 再就職した場合の届出義務

勤続期間が20年以上であった職員又は管理職の職員であった者が、離職後5年内に、再就職した場合は、速やかに離職時の任命権者に再就職先の名称等の届け出が必要です。

※次に該当する場合は、届出不要です。

- ・日雇いの場合(任期を1日とし、これが日々更新されることにより雇用される場合)
- ・1年間の報酬がいわゆる所得税非課税限度額に相当する額の範囲内である場合

### 職員による再就職のあっせんの禁止

- 職員は、他の職員又は職員であった者を再就職させる目的で行う次の行為が禁止されています。(国や他の地方公共団体等は除きます。)
- ・「名前や職歴等」の情報を提供すること
  - ・再就職先の「職務内容、待遇等」の情報提供を依頼すること
  - ・再就職させることを要求又は依頼すること

### 再就職者による働きかけの禁止

- 再就職者が職員に対し、職務上の行為をするよう(またはしないよう)に要求又は依頼をすることは禁止されています。
- ※職員が再就職者からの働きかけに応じることも禁止
- ※適用除外: 法令等に基づくものや人事委員会の承認を得た場合などの府民の疑惑を招かない行為

※詳細は、「大阪府 職員の退職管理」で検索してください。

### 【問合せ先】



大阪府退職予定者人材バンク事務局  
(大阪府 総務部 人事課 考査・退職管理グループ)  
TEL : 06-4397-3679 (直通)  
E-mail : jinji-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp  
お気軽にお問合せください。

大阪府 人材バンク

検索



※教職員の採用については、「大阪府教育委員会退職予定者人材バンク制度」で検索してください。